

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表地域教育振興課（青少年センター図書室に関する業務に従事する者に限る。）の項中「月曜日」の次に「（その日が、第1月曜日又は第3月曜日である場合において、祝日法に規定する休日（祝日法第2条に規定する元日を除く。以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。